

平成21年5月21日

各位

会社名 スガイ化学工業株式会社  
代表社名 代表取締役社長 永岡 雅次  
(コード番号 4120 大証第2部)  
問合せ先 管理本部総務部長 田中 淳二  
(TEL. 073-422-1171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社の定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せて条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木)(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木)(予定)

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p><u>(株券の種類、単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。 ② 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ③ 当社は第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿という)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿等に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ)の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第27条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (削 除) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利の行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (現行どおり)</p> <p>第16条～第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則</p> <p>第1条 本定款の変更は、決議の日から実施する。</p> <p>第2条 <u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第20条中「選任後4年以内」とあるのを、「選任後3年以内」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第3条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第4条 <u>本附則第2条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上